

# **学校法人会計**

## **『勘定科目』のあらまし**

令和 3 年 7 月

(一社)静岡県私立幼稚園振興協会

# 目 次

## 1 資金収支計算書

(1) 収入の部 1 頁

(2) 支出の部 10 頁

## 2 事業活動収支計算書

(1) 事業活動収支計算書一覧 20 頁

(2) 収入の部、支出の部 21 頁

## 【学生生徒納付金収入】

### ＜保育料収入＞ [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 園則に定められた保育料を受け入れたとき、その受け入れた日ごとに合計金額で計上します。  |
| よくある摘要 | 保育料   |
| 仕訳例    | 保育料を収納する 現金預金ー保育料収入<br>保育料を返金する 保育料収入ー現金預金(解説①)<br>■解説① 当年度に受け入れ済みの保育料を園則の規定するところによって返還する場合は、赤字計上(マイナス)して保育料収入を減額します。(支払伝票は使用しません)  |
| 留意点    | ・年度末に未収になっている保育料がある場合、未収金額を計上し、同時に資金収入調整勘定の期末未収入金に同額を赤字(マイナス)計上する必要があります。(以下、収入科目について同じです)<br>・市町村が交付する就園奨励費補助金を市町村補助金収入として幼稚園が受け入れし、これを該当する園児の保護者に引き渡したときも、前記と同様に赤字(マイナス)計上して保育料収入を減額します。(市町村補助金収入の項参照)<br>なお、就園奨励費補助金の取り扱いは預り金収入・預り金支出で取り扱うことも可能ですが、取り扱いの選択は各市町村の指示に従ってください。<br>・保育料に給食代が含まれる場合の留意点<br>保育料は全園児一律の額を徴収することが原則(年代別に定めている場合もある)であるため、給食を要しない園児に対しては、園則等に減免規定を設け、保護者から減免申請を受け減免します。従って、ある月は徴収し、ある月は徴収しないような取り扱いは好ましくありません。<br>また年度末に食べなかった分を返却することも好ましくありません。 |

### ＜入園料収入＞ [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 当年度に入園した園児から園則に定められた入園料を受け入れたとき計上します。   |
| よくある摘要 | 入園料   |
| 仕訳例    | 入園料の振り替え 前期末前受金ー入園料収入(解説①)<br>入園料を返金する 入園料収入ー現金預金<br>■解説① 前年度中に入園料前受金として受け入れずみの合計金額は、年度初め(4月1日付)に振替伝票を作成して、前期末前受金から入園料収入へ振替計上します。 |
| 留意点    | ・翌年度に入園する園児から受け入れる入園料は、入園料前受金収入として受け入れます。   |

### ＜教材料収入＞ [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 教材費を賄うため保育料のほかに教材料の納付を園則に規定している場合に、これを受け入れた日ごとの合計金額で計上します。 |
| よくある摘要 | 教材料  |
| 仕訳例    | 教材料を収納する 現金預金ー教材料収入  |
| 留意点    | 園則に規定する教材料の毎月納付金額は教材費支出の年間合計額を配慮して決定することが必要です。             |

### ＜施設設備資金収入＞ [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 施設設備拡充のため園則で施設設備資金の納付を規定している場合に、これを受け入れた日ごとの合計金額で計上します。  |
| よくある摘要 | 施設費、施設拡充費、施設維持費、冷暖房費   |
| 仕訳例    | 施設設備資金を収納する 現金預金ー施設設備資金収入  |
| 留意点    | ・施設設備資金にスクールバス代が含まれている場合の留意点<br>保育料に給食代が含まれている場合と同様のこと留意する必要があります。<br>・この科目は必ずしも補助金や寄付金のように、厳格な資金管理や使途特定がなされているとはいえないため、「学生生徒等納付金収入」全体で教育活動に区分されている。 |

### ＜基本保育料収入＞ [活動区分]教育 [事業活動]教育 ※子ども・子育て支援新制度の勘定科目

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 説明     | 各市町で定められている利用者負担額(基本負担額) |
| よくある摘要 | 利用者負担額(基本負担額)            |
| 仕訳例    | 利用者負担額を収納する 現金預金ー基本保育料収入 |
| 留意点    | いわゆる上乗せ徴収額は計上しない。        |

### ＜特定保育料収入＞ [活動区分]教育 [事業活動]教育 ※子ども・子育て支援新制度の勘定科目

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | いわゆる上乗せ徴収 ①特定負担額 ②入園料(費用の性質が、教育・保育の対価の場合)  |
| よくある摘要 | 施設設備費、特別教育費  |
| 仕訳例    | 特定負担額を収納する 現金預金ー特定保育料収入(施設整備費)   |
| 留意点    | ①使途を示す費目を付記することも考えられる。(例:特定保育料収入(施設整備費)など)<br>②小科目に使途を示す費目を付記する場合は、「入園料」ではなく、具体的な費目を用いること。<br>・子ども・子育て新制度における入園前に徴収する検定料や入園料について、「手数料収入」として取り扱う検定料及び入園受入準備費については、入園年度の前年度の収入として処理し、入園料として徴収する特定負担額については、その性質上、入園年度の収入として処理する。(入園年度の前年度中に徴収した場合には、いつたん「前受金」として処理) |

## 新 <施設等利用給付費収入> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 説明     | 私学助成團が保育料・入園料を法定代理受領した金額を計上します。 |
| よくある摘要 | 〇〇市〇月分利用給付費                     |
| 仕訳例    | 利用料を収納する 現金預金—施設等利用給付費収入        |
| 留意点    | 無償化による支給額を上回る徴収額は保育料収入もしくは入園料   |

## <〇〇納付金収入> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 遠足、旅行、観劇などの経費負担金、絵本代、日本スポーツ振興センター負担金その他具体的な目的により納付を園則・募集要項等で義務づけている場合に、これを受け入れた日ごとの合計金額で計上します。                                     |
| よくある摘要 | 遠足代、観劇代、絵本代、お泊まり保育代  |
| 仕訳例    | 〇〇納付金を収納する 現金預金—〇〇納付金収入<br>〇〇納付金を返金する 〇〇納付金収入—現金預金   |
| 留意点    | ・記念行事費、諸会費、負担金などのように本来幼稚園が負担すべき経費などを転嫁し、納付金として園児から徴収することはできません。(協会費などの算出基準に園児数割を設け1人〇〇円となっている場合がありますが、これは園児から徴収することを意味するものではありません) |

## 【手数料収入】

### <入園検定料収入> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 実施した入園試験の手数料として受け入れた金額を計上します。   |
| よくある摘要 | 入園検定料、試験料   |
| 仕訳例    | 入園検定料を収納する 現金預金—入園検定料収入<br>入園検定料を返金する 入園検定料収入—現金預金  |
| 留意点    | ・当年度受け入れたものを計上し、前受金処理をしません。<br>・子ども・子育て新制度における入園前に徴収する検定料や入園料について、「手数料収入」として取り扱う検定料及び入園受入準備費については、入園年度の前年度の収入として処理し、入園料として徴収する特定負担額については、その性質上、入園年度の収入として処理する。(入園年度の前年度中に徴収した場合には、いつたん「前受金」として処理) |

### <証明手数料収入> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 説明     | 在園、卒園などの証明書を発行し、文書料として受け入れた金額を計上します。 |
| よくある摘要 | 文書料、証明代                              |
| 仕訳例    | 証明手数料を収納する 現金預金—証明手数料収入              |

留意点

- ・当年度受け入れたものを計上し、前受金処理をしません。

### <入園受入準備費収入> [活動区分]教育 [事業活動]教育 ※子ども・子育て支援新制度の勘定科目

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 入園料(費用の性質が、入園やその準備、選考に係る事務手続きに要する費用の対価の場合)   |
| よくある摘要 | 入園受入準備金  |
| 仕訳例    | 入園受入準備金を収納する 現金預金—入園受入準備費収入  |
| 留意点    | ・子ども・子育て新制度における入園前に徴収する検定料や入園料について、「手数料収入」として取り扱う検定料及び入園受入準備費については、入園年度の前年度の収入として処理し、入園料として徴収する特定負担額については、その性質上、入園年度の収入として処理する。(入園年度の前年度中に徴収した場合には、いつたん「前受金」として処理) |

## 【寄付金収入】

### <特別寄付金収入> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 任意の金銭による寄付のうち、使途が寄付者から指定された寄付金を受け入れたとき、その金額を計上します。施設設備拡充等のためという寄付者の意思が明確な場合は下の「施設設備寄付金収入」に計上し、活動区分の「施設設備等活動による資金収支」の「施設設備寄付金収入」科目で計上します。それ以外はこの「特別寄付金収入」に計上し、活動区分の「教育活動による資金収支」の「特別寄付金収入」科目で計上します。 |
| よくある摘要 | 消耗品代寄付金  |
| 仕訳例    | 特別寄付金を収納する 現金預金—特別寄付金収入  |
| 留意点    | ・物品等による現物の寄付はこの科目には計上せず、事業活動収支の「教育」又は「特別収支」の「現物寄付」科目へ計上します。<br>・寄付の受け入れにあたっては、寄付申込書の提出を求めます。<br>・申込書の提出後、収納が年度内に実現しなかったときはその年度の未収入としての計上をせず、収納があつたとき寄付金へ計上します。                                     |

## <施設設備寄付金収入> [活動区分]施設 [事業活動]特別 (資金収支計算書上は特別寄付金収入)

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 任意の金銭による寄付のうち、施設設備拡充等のためという寄付者の意思が明確な場合はこの「施設設備寄付金収入」に計上し、活動区分の「施設設備等活動による資金収支」の「施設設備寄付金収入」科目で計上します。それ以外は上の「特別寄付金収入」に計上し、活動区分の「教育活動による資金収支」の「特別寄付金収入」科目で計上します。ただし資金収支計算書では上の特別寄付金収入に含まれます。 |
| よくある摘要 | 園庭遊具寄付金、園舎改築寄付金  |
| 仕訳例    | 施設設備寄付金を収納する 現金預金—施設設備寄付金収入<br>・物品等による現物の寄付はこの科目には計上せず、事業活動収支の「教育」又は「特別収支」の「現物寄付」科目へ計上します。   |
| 留意点    | ・寄付の受け入れにあたっては、寄付申込書の提出を求めます。<br>・申込書の提出後、収納が年度内に実現しなかったときはその年度の未収入としての計上をせず、収納があつたとき寄付金へ計上します。  |

## <一般寄付金収入> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 使途の指定がない金銭による寄付金の受け入れ額を計上します。   |
| よくある摘要 | PTA寄付金(誕生会補助、行事補助など)、入園寄付金  |
| 仕訳例    | PTA寄付金を収納する 現金預金—一般寄付金収入<br>・物品等による現物の寄付はこの科目には計上せず、事業活動収支の「教育」又は「特別収支」の「現物寄付」科目へ計上します。                 |
| 留意点    | ・入園寄付金は任意によるものであり、入園にあたり寄付を義務づけることは規定すべきではありません。<br>・寄付の受け入れにあたっては、寄付申込書の提出を求めます。(可能な限り使途を明確にすることが望ましい) |

## 【補助金収入】

### <国庫補助金収入> [活動区分]教育or施設 [事業活動]教育or特別

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 幼稚園の新設、学級増、老朽園舎改築などの施設費や騒音防止対策の経費に対して受ける補助金のように、国から交付される補助金の収入をいいます。(この収入には補助金決定後、収納が実現していないものを含みます。以下補助金収入について同じです)<br>当該補助金交付の根拠法令、交付要綱等の趣旨から判断して施設整備のためという目的が明確な場合のみ、活動区分の「施設設備等活動による資金収支」の「施設整備補助金収入」科目で計上し、それ以外は活動区分の「教育活動による資金収支」の「経常費等補助金収入」科目で計上します。 |
| よくある摘要 | 施設設備補助金、防衛省防音対策事業補助金   |
| 仕訳例    | 国庫補助金を収納する 現金預金—国庫補助金収入<br>補助金を未収計上する 期末未収入金—国庫補助金収入   |
| 留意点    |  |

### <県補助金収入> [活動区分]教育or施設 [事業活動]教育or特別

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 経常費補助金、特殊教育費補助金など県から交付される補助金の収入をいいます。<br>当該補助金交付の根拠法令、交付要綱等の趣旨から判断して施設整備のためという目的が明確な場合のみ、活動区分の「施設設備等活動による資金収支」の「施設整備補助金収入」科目で計上し、それ以外は活動区分の「教育活動による資金収支」の「経常費等補助金収入」科目で計上します。 |
| よくある摘要 | 県経常費補助金、預り保育事業補助金、心身障害児助成補助金、施設設備補助金  |
| 仕訳例    | 経常費補助金を収納する 現金預金—県補助金収入<br>補助金を未収計上する 期末未収入金—県補助金収入(解説①)<br>■解説① 預り保育事業補助金は翌年度に支払われるため、年度末において内示額を未収計上しておきます。   |
| 留意点    | ・経常費補助金は予算、決算の書類に表示するとき、県様式ではこの分を( )内書きにより別書きします。<br>・人件費、経費等の経常的経費に対して交付される補助金を経常費補助金といいます。  |

### <市町村補助金収入> [活動区分]教育or施設 [事業活動]教育or特別

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 就園奨励費補助金、経常費(運営費)補助金、施設設備費補助金その他の市町村から交付される補助金の収入をいいます。<br>当該補助金交付の根拠法令、交付要綱等の趣旨から判断して施設整備のためという目的が明確な場合のみ、活動区分の「施設設備等活動による資金収支」の「施設整備補助金収入」科目で計上し、それ以外は活動区分の「教育活動による資金収支」の「経常費等補助金収入」科目で計上します。 |
| よくある摘要 | 就園奨励費補助金、施設設備補助金  |
| 仕訳例    | 経常費補助金を収納する 現金預金—市町村補助金収入<br>補助金を未収計上する 期末未収入金—市町村補助金収入   |
| 留意点    | ・就園奨励費補助金については、市町村からの指示により預り金受入収入へ計上することもあります。<br>・市町村の交付対象が園児父母や教職員などとなっている場合は、補助金が法人の預金口座に振り込まれ、又は法人あてに直接交付されても、この科目には計上しないで預り金受入収入とします。  |

## <施設型給付費収入> [活動区分]教育 [事業活動]教育 ※子ども・子育て支援新制度の勘定科目

**説明** 子ども・子育て新制度に移行した園に対する、市町からの施設型給付。

**よくある摘要** 施設型給付

**仕訳例** 施設型給付を収納する 現金預金—施設型給付費収入

**留意点**

## <施設設備補助金収入> [活動区分]施設 [事業活動]特別 (資金収支計算書上は市町村補助金収入など)

**説明** 補助金のうち、根拠法令、交付要綱等の趣旨から判断して施設設備の拡充等のためとい目的が明確な補助金収入のみ、活動区分資金収支計算書の「施設設備等活動による資金収支」の「施設設備補助金収入」科目で計上します。それ以外は上のに計上し、活動区分の「教育活動による資金収支」の「経常費等補助金収入」科目で計上します。  
ただし資金収支計算書では上の「国庫補助金収入」、「県補助金収入」、「市町村補助金」に含まれます。

**よくある摘要** 園舎建築補助金

**仕訳例** 施設設備補助金を収納する 現金預金—施設設備補助金収入

**留意点**

## 【資産売却収入】

### <施設売却収入> ※資産売却収入から科目名変更 [活動区分]施設 [事業活動]なし

**説明** 土地、建物、構築物を売却したとき受け入れた(受け入れるべきものを含みます。以下資産売却収入について同じです。)金額を計上します。

**よくある摘要** 園地売却収入、(固定)遊具売却収入

**仕訳例** 施設売却代を収納する 現金預金—施設売却収入

・差益ではなく総額を計上します

**留意点** ・該当する固定資産の帳簿残高を取り崩し、処分差額を計上する非資金取引仕訳が必要となります。(事業活動収支の資産売却・処分差額を参照)

### <設備売却収入> ※資産売却収入から科目名変更 [活動区分]施設 [事業活動]なし

**説明** 設備(教育研究、管理用、図書、車両、ソフトウェア、等)を売却したとき受け入れた金額を計上します。

**よくある摘要** (非固定)遊具売却収入、ピアノ売却収入、園バス売却収入

**仕訳例** 設備売却代を収納する 現金預金—設備売却収入

・差益ではなく総額を計上します

**留意点** ・該当する固定資産の帳簿残高を取り崩し、処分差額を計上する非資金取引仕訳が必要となります。(事業活動収支の資産売却・処分差額を参照)

### <有価証券売却収入> [活動区分]その他 [事業活動]なし

**説明** 国債、公債、社債などの債券や証券の売却、貸付信託解約などによる受け入れ金額を計上します。

**よくある摘要** 国債売却収入

**仕訳例** 有価証券売却代を収納する 現金預金—有価証券売却収入

・受取利息、配当金は別途、受取利息配当金収入へ計上します。

**留意点** ・該当する固定資産の帳簿残高を取り崩し、処分差額を計上する非資金取引仕訳が必要となります。(事業活動収支の有価証券売却・処分差額を参照)

・差益ではなく総額を計上します

### <その他資産売却収入> → ※<設備売却収入>に含まれるので科目削除

## 【付随事業・収益事業収入】 ※【事業収入】から科目名変更

### <補助活動収入> [活動区分]教育 [事業活動]教育

**説明** 園児保育用品の販売や預かり保育の保育料などのように教育活動に附随して行われる事業によって受け入れた収入をいいます。

**よくある摘要** 教材代、制服代、通園バス利用料、給食代、預かり保育料、卒園アルバム代、用品代

**仕訳例** 給食代を収納する 現金預金—補助活動収入

給食代を返金する 補助活動収入—現金預金

・納付金収入とは区別し混同しないよう、また収支が対応するように記録しなければなりません。

・給食が大規模補助活動事業に該当する場合、給食分については日常の受け入れ金額をこの科目には計上せず、別会計で処理します。なお、予算書、決算書類の上には大規模補助活動事業収支の収入超過額と、他の保育用品の販売収入など(総額)の合計額で表示します。

・取扱い件数が多く、その都度本会計へ計上することが困難な場合は別途記録したものの日ごと、又は月ごとの合計金額を計上することができます。

・給食代、スクールバス代が納付金に含まれない場合、または預り金で処理しない場合はこの科目に計上しま

### <施設等利用給付費収入> [活動区分]教育 [事業活動]教育

**説明** 預り保育利用料を法定代理受領した金額を計上します。

**よくある摘要** ○○市○○月分利用給付費

**仕訳例** 利用料を収納する 現金預金—施設等利用給付費収入

**留意点** 無償化による支給額を上回る徴収額は補助活動収入など

## <受託事業収入> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 説明     | 市町等から事業を受託している場合等に計上します。 |
| よくある摘要 | 一時預かり幼稚園型                |
| 仕訳例    |                          |
| 留意点    |                          |

## <収益事業収入> [活動区分]その他 [事業活動]教育外

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 県知事の認可を受けて行う収益事業から繰り入れした金額を計上します。(税法上の収益事業とは一致しません。) |
| よくある摘要 |  |
| 仕訳例    | 収益事業会計より受入れ 現金預金—収益事業収入                              |
| 留意点    |  |

## 【資産運用収入】→ ※名称削除

## 【受取利息・配当金収入】※新設の大科目

### <その他の受取利息・配当金収入> ※科目名変更 [活動区分]その他 [事業活動]教育外

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 法人の資産運用により生じる果実、預金、信託の利息や配当金を受け入れたとき計上します。   |
| よくある摘要 | 預金利息、配当金   |
| 仕訳例    | 受取利息を収納する 現金預金—受取利息配当金収入   |
| 留意点    | ・小規模法人(都道府県所轄の学校法人)においては一定の規約に基づいて、継続的に受ける利息、配当金などの受け入れ金額が確定していますが、年度内に収納が実現しない金額は、未収入としての受取利息配当金収入へ計上することができます。 |

## <施設設備利用料収入>→ ※【雑収入】へ区分変更

## <積立保険金回収収入>→ ※【その他の収入】へ区分変更

## 【雑収入】

### <施設設備利用料収入>※旧「資産運用収入」より区分変更 [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 音楽教室、体育教室や会合などのため、保育室、遊戲室、運動場、備品などを一時的に貸与したときに受け入れた(受け入れるべきものを含みます。)収入をいいます。  |
| よくある摘要 | 課外教室貸室料   |
| 仕訳例    | 貸室料を収納する 現金預金—施設設備利用料収入   |
| 留意点    | ・楽器販売業者などが行う音楽教室の賃貸料と同じ業者からの楽器購入代金を相殺して、この科目への計上及び代金の支出計上を省略するような処理は総額表示の原則に反し、簿外資産を生ずるなどの支障がありますので行わないようにします。このような場合は、賃貸料をこの科目に計上し、楽器購入代金を該当する支出科目へ計上することになります。<br>・施設設備を貸与するときは契約書等が必要です。 |

### <廃品売却収入> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 不用な物品を廃品として売却して受け入れた収入をいいます。                                |
| よくある摘要 | 廃品回収売却料(アルミ缶、牛乳パック回収など)                                     |
| 仕訳例    | アルミ缶を回収、売却料を収納する 現金預金—廃品売却収入                                |
| 留意点    | ・備品、図書などの固定資産を売却して受け入れた収入は、この科目には計上しないで前記資産売却収入の該当科目へ計上します。 |

## <退職基金財団資金収入> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |   |   |                                     |
|--------|---|---|-------------------------------------|
| 説明     | 教職員の退職金支払いのため、その所要資金として退職基金財団から受け入れた退職手当資金の収入をいいます。   |   |                                     |
| よくある摘要 | 退職財団退職資金  |   |                                     |
| 仕訳例    | 期中の退職の場合  | 退職財団資金を収納する                                 | 現金預金ー退職基金財団資金収入                     |
|        | 期末の退職の場合  | 3月31日 退職財団資金を未収計上する<br>5月25日 退職基金財団より入金があった | 期末未収入金ー退職基金財団資金収入<br>現金預金ー前期末未収入金収入 |
| 留意点    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・預り金受入収入に計上したり、退職金支出と相殺して収支とも計上を省略したりすることはできません。</li> <li>(退職手当資金は、退職基金財団が学校法人に給付するもので、退職金は、学校法人が退職者に支払うもので</li> <li>・3月末に退職し、翌日(4月1日)以降に退職手当資金を受け入れる場合は、退職基金財団資金収入にその給付予定金額を計上し、期末未収入金にも同額を計上します。</li> <li>・みなし退職についても同様の処理とします。</li> </ul> |   |                                     |

## <団体等助成金収入> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |   |               |  |
|--------|---|---------------|--|
| 説明     | 私立幼稚園振興協会、地区幼稚園協会など所属する教育団体などからの助成金の受け入れ金額を計上します。 |               |  |
| よくある摘要 | 身障児保育助成金、教育振興補助金、子育て事業補助金、利子補給助成金                 |               |  |
| 仕訳例    | 助成金を収納する  | 現金預金ー団体等助成金収入 |  |
| 留意点    |   |               |  |

## <雑収入> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |  |          |  |
|--------|--|----------|--|
| 説明     | 施設設備利用料、廃品売却、退職基金財団資金、団体等助成金の収入の各科目に該当しないもので、学校法人に帰属し、負債とならない資金の受け入れをいいます。   |          |  |
| よくある摘要 | 日本スポーツ振興センター、保険会社、労災保険からの園児、教職員傷害治療費や見舞い金、保険金、幼稚園の行事などに際して受ける祝儀、自動販売機販売料   |          |  |
| 仕訳例    | 祝儀を収納する  | 現金預金ー雑収入 |  |
| 留意点    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税の課税業者としての還付申告による還付金なども雑収入で処理します。</li> <li>・物品購入代金などの値引、私用電話料、支払利息の戻りなどの受け入れ金額は、当年度の支出に対応するもので支出が計上すぎた場合は該当する支出科目に赤字(マイナス)計上し、この科目には計上しません。</li> </ul> |          |  |

## <過年度修正収入> ※新設科目 [活動区分]その他 [事業活動]特別

|        |   |              |  |
|--------|---|--------------|--|
| 説明     | 資金収支を伴う過年度の修正   |              |  |
| よくある摘要 | 過年度徴収不能額として処理した保育料を当年度回収した。<br>過年度過払いした〇〇を当年度返還してもらう。 |              |  |
| 仕訳例    | 徴収不能額とした保育料を回収する                                      | 現金預金ー過年度修正収入 |  |
| 留意点    | 徴収不能額とせず未収入金として処理した場合は、現金預金ー前期末未収入金収入                 |              |  |

## 【本部負担金収入】 ※新設科目 県様式のみに使用

### <本部負担金収入> ※新設科目 県様式のみに使用

|        |                    |  |  |
|--------|--------------------|--|--|
| 説明     | 法人本部の受け入れ金額を計上します。 |  |  |
| よくある摘要 | 本部負担金              |  |  |
| 仕訳例    | 現金預金ー本部負担金収入       |  |  |
| 留意点    |                    |  |  |

## 【学内振替収入】

### <学内振替収入> [活動区分]その他 [事業活動]特別

|        |  |             |  |
|--------|--|-------------|--|
| 説明     | 2以上の幼稚園を設置する法人の幼稚園間で流用し、受け入れた資金のうち返済義務を負わないものをいいます。  |             |  |
| よくある摘要 | 学内振替金  |             |  |
| 仕訳例    | 学内振替金を収納する   | 現金預金ー学内振替収入 |  |
| 留意点    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・極力使わないようにします。</li> <li>・上限額は、資金提供側の納付金収入の概ね10%。</li> </ul> |             |  |

## 【借入金等収入】

### <長期借入金収入> [活動区分]その他 [事業活動]なし

**説明** 返済期限又は分割して返済する期限が、借り入れした年度末から1年を超えて到来する借入金として借り入れしたものをおいいます。

**よくある摘要** 園舎改築資金借入金、駐車場用地借入金

1年以上の借入金を収納する 現金預金—長期借入金収入

**仕訳例**

**留意点** 年度末に長期借入金を短期借入金に振り替える <非資金取引>長期借入金—短期借入金(解説①)  
■解説① 長期借入金は年度末に翌年度返済額を短期借入金に振り替える必要があります。

### <短期借入金収入> [活動区分]その他 [事業活動]なし

**説明** 長期借入金収入以外の借入金の受け入れをいいます。

**よくある摘要** 賞与資金繰り借入金

**仕訳例** 資金繰り用の借入金を収納する 現金預金—短期借入金収入

**留意点** 借り入れ後年度内に返済する一時的な借入金でも、予算、決算の書類の上で省略したり、相殺したりせず、そのまま総額の表示をします。

## 【前受金収入】

### <保育料・特定保育料(新制度)・入園料・教材料・施設設備資金 前受金収入> [活動区分]教育 [事業活動]なし

**説明** 翌年度以降に入園する予定の園児保護者から前もって受け入れた金額を計上します。

**よくある摘要** 翌年度入園料、翌年度教材料、翌年度施設設備資金

**仕訳例** 翌年度入園料を収納する 現金預金—入園料前受金収入

翌年度入園料を返金する 入園料前受金収入—現金預金

・前受金は翌年度以降の教育活動の経費、その他必要な支出に対応する収入ですから、当年度においては、納付金収入とすることなくこの科目に計上し、翌年度当初(4月1日)にこの科目から納付金収入の該当科目へ振替処理することになります。

・他の納付金や納付金以外の前受金があるときは、具体的な名称の科目名、例えば〇〇前受金収入として計上します。(その資金の性格により活動区分が教育活動ではなく、施設整備等活動やその他の活動に区分される場合があります。)

・前受金残高は貸借対照表の上で『流動負債』となります。

・入園予定者からの検定手数料、寄付金などは受け入れても前受金収入に計上せず、それぞれ手数料収入、寄付金収入とします。

## 【他の収入】

### <〇〇引当特定資産取崩収入> ※科目名変更 [活動区分]施設orその他 [事業活動]なし

**説明** 設定された特定資産の目的を実現するため、必要な金額を特定金額から取崩し、支払資金に繰り入れたときの取崩し額を計上します。

**よくある摘要** 退職引当特定資産解約、園舎改築特定資産繰入

**仕訳例** 退職引当特定資産の解約金を収納する 現金預金—退職引当特定資産からの繰入収入

**留意点** やむを得ない場合を除き目的以外には取崩すべきではありません。  
・特定資産への繰り入れについては、支出科目、資産運用支出の〇〇引当特定資産繰入支出の項を参照して

### <前期末未収入金収入> [活動区分]教育or施設orその他 [事業活動]なし

**説明** 年度末に資産として計上されている資金収入調整勘定である未収入金のうち、当年度の収入となつたものをおいします。

**よくある摘要** 退職基金財団資金受け入れ、預り保育事業補助金受け入れ、前年度未収保育料受け入れ

**仕訳例** 退職基金財団資金を収納する 現金預金—前期末未収入金収入

**留意点** 当該取引については、前期以前すでに納付金、補助金収入などの科目により計上ずみのものですから、再度それらの科目を適用しないよう注意しなければなりません。

・未収入金については資金収入調整勘定である期末未収入金の科目を参照してください。

### <学内貸付金回収収入> [活動区分]その他 [事業活動]なし

**説明** 2以上の幼稚園を設置する法人の幼稚園間で流用し支払った資金のうち、貸付金となるものの一部又は全部を回収したとき計上します。

**よくある摘要** 学内貸付金回収

**仕訳例** 学内貸付金回収収入を収納する 現金預金—学内貸付金回収収入

**留意点**

## <学内借入金収入> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |  |              |
|--------|--|--------------|
| 説明     | 2以上の幼稚園を設置する法人の幼稚園間で流用し、返済義務のある借入金として受け入れた資金をいいます。 |              |
| よくある摘要 | 学内借入金  |              |
| 仕訳例    | 学内借入金を収納する   | 現金預金—学内借入金収入 |
| 留意点    | ・返済計画を作成することが必要です。                                 |              |

## <預り金受入収入> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |   |              |
|--------|---|--------------|
| 説明     | 現金や預金として受け入れても法人に帰属するものではなく、早い機会に該当する者へ支払う見込みのものです。   |              |
| よくある摘要 | 法人の義務として教職員の給料等から控除し徴収する源泉所得税、県市町村民税、本人負担分の共済の掛金、その他の報酬、原稿料などから徴収する源泉所得税など法人内部からのもの、共済組合、その他の団体から法人を経由して教職員に支払う給付金、慶弔見舞金、市町村から同じく法人を通じて園児の保護者に交付される就園奨励費補助金(補助金収入に計上しないもの。) |              |
| 仕訳例    | 所得税を収納する  | 現金預金—預り金受入収入 |
|        | ・預り金残高は貸借対照表の上で『流動負債』となります。   |              |
| 留意点    | ・決算書類には、収支相殺後の純額で表示します。<br>・「給食代・スクールバス代を預り金で処理する場合の留意点」<br>この科目的性格上、その資金は法人に帰属するものではないため、園児から徴収した給食代(あるいはスクールバス代)とそれにかかった費用が同額であることが条件です。(預り金収入=預り金支出)                     |              |

## <収益事業元入金回収収入> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |  |  |
|--------|--|--|
| 説明     | 法人会計から収益事業に分離してあった資産を回収したときの元入金を計上します。 |  |
| よくある摘要 |  |  |
| 仕訳例    | 現金預金—収益事業元入れ金回収収入                      |  |
| 留意点    |  |  |

## <立替金回収収入> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |  |              |
|--------|--|--------------|
| 説明     | 雇用保険料の本人負担分について、年間分を法人が立替て支払う場合、その後これを給料等から回収したときなどの収入をいいます。その他の立替金についても同じく回収すればその金額が計上されます。 |              |
| よくある摘要 | 雇用保険立替分回収  |              |
| 仕訳例    | 雇用保険立替分を収納する   | 現金預金—立替金回収収入 |
| 留意点    | ・決算書類には、収支相殺後の純額で表示することができます。(以下、仮払金・預託金回収収入も同じです)   |              |

## <仮払金回収収入> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |  |              |
|--------|--|--------------|
| 説明     | 金額又は科目が未確定のまま支払われたものが、金額等が確定し、仮払金回収収入としてこれを受け入れたとき計上します。       |              |
| よくある摘要 | 旅費仮払金回収受け入れ  |              |
| 仕訳例    | 仮払回収金を収納する   | 現金預金—仮払金回収収入 |
| 留意点    | ・確定した金額が仮払金に回収され、あらたに該当する支出科目へ振替処理します。<br>・仮払金支払支出の項を参照してください。 |              |

## <預託金回収収入> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |   |  |
|--------|---|--|
| 説明     | スクールバス等車両を取得したときに支払うリサイクルのための費用(購入又は車検時には預託金として資産計上してある)を、車両の売却又は廃車時に費用化するために使用します。 |  |
| よくある摘要 | 廃車のため回収、売却のため回収   |  |
| 仕訳例    | 廃車 報酬委託手数料支出—預託金回収収入(預託金はなくなる)  |  |
| 留意点    |   |  |

## <積立保険金回収収入> ※旧「資産運用収入」から区分変更 [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |  |                |
|--------|--|----------------|
| 説明     | 満期返戻金が付された火災保険が保険期間満了時及び解約時に積立金を受け取ったときに、その元本部分を計上します。元本を超える利息及び配当金部分は受取利息配当金収入とします。 |                |
| よくある摘要 | 積立保険料満期解約収入  |                |
| 仕訳例    | 積立保険満了時元本部分を収納する   | 現金預金—積立保険金回収収入 |
| 留意点    |  |                |

## <協会預け金回収収入> ※新設科目 [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |                                |                |
|--------|--------------------------------|----------------|
| 説明     | 静岡県私立幼稚園振興協会への預け金を回収したとき計上します。 |                |
| よくある摘要 | 協会預け金を回収する                     |                |
| 仕訳例    | 協会預け金を回収する                     | 現金預金—協会預け金回収収入 |
| 留意点    |                                |                |

## 【資金収入調整勘定】

### ＜期末未収入金＞ [活動区分]教育or施設orその他 [事業活動]なし

**説明** 年度末など収入されるべき時点で、未だ受け入れていない収入があるときは、該当する収入科目へそれぞれ所要額を計上するとともに、資金収入調整勘定であるこの科目にも赤字(マイナス)計上します。

**よくある摘要** 退職基金財団資金、納付金、手数料、預り保育事業補助金、施設設備利用料、資産売却代金、補助活動の売上

**仕訳例** 預り事保育事業補助金を期末に未収計上する 期末未収入金ー県補助金収入  
(貸方マイナス)

**留意点**

- ・未収入金有高は貸借対照表の上で『流動資産』となります。
- ・幼稚園などを設置する小規模法人にあっては、年度内の各月における未収入金発生による計上を省略し、決算時における未収入金についてのみ上記の処理を行うことができ、また一定の規約に基づいて継続的に受ける収入の計上は、実際に収納が実現した時点で行うこともできます。
- ・上記簡略化方式の小規模法人にあっては、未収入金の発生は資金収入に記録されないので、納付金など台帳により記録されるもののほかに備忘の記録を作成すべきです。なお、発生の時点で期末未収入金の処理を行い、事後収納の都度この科目へ黒字計上(未収入金の減額)する処理もできます。
- ・活動区分資金収支計算書に注記として明細表を付けます。

### ＜前期末前受金＞ [活動区分]教育or施設orその他 [事業活動]なし

**説明** 前年度以前に入園料前受金その他の前受金を受け入れているときは、前年度末における前受金の有高を当年度のはじめに、入園料など該当する科目へ振替るとともに、資金収入調整勘定であるこの科目へ赤字(マイナス)計上します。

**よくある摘要** 入園料前受金振替

**仕訳例** 前年度に受け入れた入園料前受金を入園料に振り替える 前期末前受金ー入園料収入  
(貸方マイナス)

**留意点** ・活動区分資金収支計算書に注記として明細表を付けます。

## 【人件費支出】

### <教員・職員人件費支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

## 説明

1. 各月及び臨時的に支払われる給与の支払額(共済掛金、税金などを差引く前の金額)をいいます。
2. 所定福利費(学校法人が負担する教職員のための掛金、負担金)の支払額をいいます。

## よくある摘要

本俸、期末手当、その他の手当、通勤費、共済掛金、児童手当拠出金、退職基金財団負担金、労働保険料掛金、雇用保険料掛金、アルバイト代、パート代

## 仕訳例

給料を支払う 教員人件費支出－現金預金

## 留意点

- ・対象 教員人件費…園長、教諭、助教諭、講師等／職員人件費…事務員、用務員、運転手等
- ・本務教職員とは通常、常勤として採用され私学共済事業団に加入する者とし、その他の教職員は兼務としてスクールバス代を補助活動収入で処理している場合は、スクールバスにかかる人件費は補助活動支出で処理します。

### <園医等報酬支出>

#### [活動区分]教育 [事業活動]教育

## 説明

学校保健法に基づき委嘱した園医、園歯科医、園薬剤師に対する報酬の支払額をいいます。

## よくある摘要

園医報酬、健康診断報酬

## 仕訳例

園医報酬を支払う 園医等報酬支出－現金預金

## 留意点

- ・報酬の支払いにあたっては、原則として所得税の源泉徴収が必要となってきます。

### <退職金支出>

#### [活動区分]教育 [事業活動]教育

## 説明

退職金支給規定などによって支給される退職金の額を計上します

## よくある摘要

退職金

例) 年度末退職者に退職金を支払うこととなった。退職基金財団からの退職資金が5月25日に園に振り込まれると同時に、退職者に支給する。

## 仕訳例

3月31日の仕訳 退職金支出－期末未払金 (退職金を計上する)

期末未収入金－退職基金財団資金収入 (退職基金財団資金を計上する)

5月25日の仕訳 現金預金－前期末未収入金収入 (退職基金財団より入金があった)

前期末未払金支払支出－現金預金 (退職者に支払う)

## 留意点

- ・退職基金財団に加入している場合は退職金支給額が財団からの資金収入を下回ることはできないので、同収入金額と同額以上のものが計上されます。したがって退職金支給規程などに規定される支給率等も退職基金財団と同率か上回らなければなりません。

・収入面では、3月末日に退職した場合において、翌日(4月1日)以後に退職金が支給されるときは、決算時に退職基金財団資金収入の科目にその給付金額を計上し、また同額を資金収入調整勘定の期末未収入金にも赤字(マイナス)計上します。

・支出面では、3月末日に退職した場合において、翌日(4月1日)以後に退職金が支給されるときは、決算時に退職金支出にその金額を計上し、また同額を資金支出調整勘定の期末未払金にも赤字(マイナス)計上します。

・退職基金財団への加入前の在職者への支給額又は、退職基金財団からの資金収入に上乗せて退職金を支給する規定を設ける法人にあっては、決算時に退職給与引当金繰入額を消費支出に計上することが必要です。

## 【経費支出】

### <賃金支出>

#### [活動区分]教育 [事業活動]教育

## 説明

清掃、植木手入れ、自動車運転などの業務のように労務的でまた臨時の業務の対価として支払われた日当などの金額(支払うべきものを含む。以下経費につき同じ)をいいます。

## よくある摘要

清掃、植木手入れ、自動車運転

## 仕訳例

賃金を支払う 賃金支出－現金預金

## 留意点

- ・業務を請負の形で個人または会社に委託し、その対価を支払ったときは報酬委託手数料支出とします。

・学園と直接1ヶ月以上の雇用契約を結び、その労働の対価を支払った時は、人件費支出とします。

・賃金の支払いにあたっては所得税の源泉徴収が必要となります。

### <教材費支出>

#### [活動区分]教育 [事業活動]教育

教材として消耗する物品類の支払金額を計上します。また物品と呼ばない少額の飼育動物、植物も含みます。消耗する物品とは耐用年数が1年未満のもの及び耐用年数が1年以上でも一定金額以下(金額は法人において規定します)であるため固定資産支出とならないものをいいます。なお、少額重要資産となるものは資産計上されます。

## よくある摘要

画用紙、折り紙その他の用紙、粘土、絵の具、CD、絵本(図書支出とならないもの)

## 仕訳例

画用紙代を支払う 教材費支出－現金預金

## 留意点

- ・補助活動事業の保育用品類とは区分し混同しないようにしなければなりません。

・保育料に給食代が含まれる場合、この科目で支出します。(大規模給食については該当科目に計上します)

・少額重要資産は、教育研究用機器備品支出の項を参照してください。

## <消耗品費支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 教材以外の消耗する物品類の支払金額を計上します。消耗する物品とは、耐用年数が1年未満のもの及び耐用年数が1年以上でも一定金額以下(金額は法人において規定します)であるため固定資産支出となるものをいいます。なお、少額重要資産となるものは資産計上されます。 |
| よくある摘要 | 文具、諸用紙、伝票帳簿用紙、ゴム印などの事務用品代、新聞代、月刊その他の教育書籍代(図書支出とならないもの。)加除式図書の追録代、衛生・清掃用品代  |
| 仕訳例    | 事務用品代を支払う 消耗品費支出ー現金預金  |
| 留意点    | ・少額重要資産は、教育研究用機器備品支出の項を参照してください。   |

## <光熱水費支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 説明     | 電気、ガス、水道の使用料、灯油代などの支払金額を計上します。 |
| よくある摘要 | 電気、ガス、水道、燃料代、灯油代               |
| 仕訳例    | 電気代を支払う 光熱水費支出ー現金預金            |
| 留意点    |                                |

## <旅費交通費支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 旅費規程などの規定によって教職員、役員などの出張に対し支払われる費用を計上します。 |
| よくある摘要 | 乗車船料金、宿泊料、通行料、日当、タクシーチケット、駐車料金            |
| 仕訳例    | 旅費を支払う 旅費交通費支出ー現金預金                       |
| 留意点    |   |

## <園児福利費支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 園児への福利厚生の経費を計上します。  |
| よくある摘要 | 園児おやつ代、園児への祝・見舞い金品、診療・治療費、日本スポーツ振興センター掛金、園児傷害保険料、肝油代、行事(遠足・お泊まり保育等)費用 |
| 仕訳例    | 園児見舞金を支払う 園児福利費支出ー現金預金  |
| 留意点    | ・目的分類によってこの科目が拡大しないよう科目的適用には注意してください。                                 |

## <教職員福利費支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 教職員への所定福利費以外の福利厚生費を計上します。  |
| よくある摘要 | 教職員への慶弔金品、残業食事・茶菓代、慰労会費、傷害保険料、永年勤続表彰記念品  |
| 仕訳例    | 職員結婚祝い金を支払う 教職員福利費支出ー現金預金  |
| 留意点    | ・教職員への食事の提供及び、勤続表彰記念品などの支給に関しては、源泉課税の取り扱いとなる場合がありますので注意が必要です。<br>・食糧費(教職員の慰労、懇親に係わる経費及び会食等の食事代)、慶弔費は経常費補助金の対象外経費となります。 |

## <印刷製本費支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 教材等の印刷及び製本のための支払金額を計上します。   |
| よくある摘要 | 入園案内、トナーチケット、マスター代、カウント料、コピー用紙  |
| 仕訳例    | トナーチケットを支払う 印刷製本費支出ー現金預金  |
| 留意点    | ・印刷物の外注した費用を印刷製本費支出とし、トナーチケット等は消耗品費支出とする方法もあります。どちらの処理も可能ですが、どちらで処理するかきちんと決めておく必要があります。 |

## <通信費支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 郵便・電話・電信など通信の支払金額を計上します。                   |
| よくある摘要 | 電話料、電報料及び切手、ハガキ、郵送料、エクスパック500、書留料、プロバイダー料金 |
| 仕訳例    | 電話代を支払う 通信費支出ー現金預金                         |
| 留意点    |  |

## <車両燃料費支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | スクールバスなど車両のガソリン、軽油等代金の支払額をいいます。                        |
| よくある摘要 | ガソリン代、軽油代  |
| 仕訳例    | ガソリン代を支払う 車両燃料費支出ー現金預金                                 |
| 留意点    | ・スクールバス代を補助活動収入で処理している場合はスクールバスにかかるガソリン代は補助活動支出で処理します。 |

## <渉外費支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 教職員、園児の家族その他の外部に対する慶弔見舞い、寄付金、祝儀などのほか来客の茶菓、食事代の支払額を計上します。 |
| よくある摘要 | 外部に対する慶弔見舞い、寄付金、祝儀、来客の茶菓、食事代                             |
| 仕訳例    | 香典代を支払う 渉外費支出ー現金預金                                       |
| 留意点    | ・政治団体等に対する寄付金は支出することはできません。<br>・経常費補助金の対象外経費です。          |

## <広報費支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 説明     | 広告案内の作成・掲示料、入園募集広告の掲載料の支払額をいいます。 |
| よくある摘要 | 広告案内の作成・掲示料、掲載料、看板代              |
| 仕訳例    | 看板広告代を支払う 広報費支出－現金預金             |
| 留意点    | ・経常費補助金の対象外経費です。                 |

## <修繕費支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 有形固定資産の機能や形状を維持、修繕するための支払額をいいます。                                    |
| よくある摘要 | 建物、遊具などの雨漏り補修、腐朽材の取替、ペンキ塗り替え、ガラス入替、機器備品・車輛の部品取替え調整、楽器の修理            |
| 仕訳例    | パソコン修理代を支払う 修繕費支出－現金預金  |
| 留意点    | ・有形固定資産の価値を高め、又は耐用年数を著しく延長させるものはこの科目には計上しないで、施設設備関係支出の該当する科目へ計上します。 |

## <損害保険料支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 主として施設設備に対する保険料の支払額をいいます。   |
| よくある摘要 | 火災保険料、自動車賠償責任保険料、施設賠償責任保険料  |
| 仕訳例    | 火災保険料を支払う 損害保険料支出－現金預金  |
| 留意点    | ・長期積立式で満期返戻金のある保険で積立保険料に相当する部分は資産運用支出の該当科目へ計上します。<br>・保険期間が当該年度以降に関わる金額については、翌年度分は前払金、翌々年度以降分は長期前払金として処理する。尚、翌年になったら振替を行い前払金から事業活動収支計算書の損害保険料に計上する。 |

## <賃借料支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 不動産を借上げた場合や車両、機器などを借上げた場合の支払額をいいます。  |
| よくある摘要 | 運動場、遊戯会場、駐車場賃借料、リース代、会館ホール賃借料、レンタカー  |
| 仕訳例    | リース代を支払う 賃借料支出－現金預金  |
| 留意点    | ・平成21年4月1日以後に契約するリース取引については原則的には、固定資産に計上し、賃借料支出では処理しません。ただし、固定資産計上基準未満、リース期間が1年以内、リース契約1件あたり300万円以下の場合は通常の賃借料支出で処理できます。(再リースについては賃借料支出で処理する。)<br>・平成21年4月1日以前に契約したリース取引については以下のとおりです。<br>・中途解約ができなくてかつリース契約満了後リース物件の所有権が移転しない契約の場合は、リース料の総額について重要性が無いと認められる場合を除いて、貸借対照表にリース料総額及び未経過リース料期末残高を注記する必要があります。(貸借対照表への注記は平成21年4月1日以後のリース取引とそれ以前のリース取引は分けて記載する必要があります。)<br>・中途解約ができなくてかつリース契約満了後リース物件の所有権が移転する契約の場合は、この科目で処理しません。(未払金で処理し、対象物件を固定資産に計上します。基本金対象資産の場合はリース料支払い部分を基本金に組入れ、未払い部分は未組入額とします。) |

## <公租公課支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 租税その他の賦課金をいいます。  |
| よくある摘要 | 自動車税、自動車取得税、自動車重量税、固定資産税、登録免許税、収入印紙、賦課金、科料、消費税、利子税、延滞税、加算税、延滞金の額 |
| 仕訳例    | 収入印紙代を支払う 公租公課支出－現金預金  |
| 留意点    | ・スクールバス代を補助活動収入で処理している場合は、スクールバスにかかるものは補助活動支出で処理します。             |

## <諸会費負担金支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 私立幼稚園振興協会、地区協会など所属する教育団体等の会費、各種の研修会負担金などの支払額をいいます。                                |
| よくある摘要 | 私立幼稚園振興協会、地区協会など所属する教育団体等の会費、各種の研修会負担金などの支払額                                      |
| 仕訳例    | 協会費を支払う 諸会費負担金支出－現金預金   |
| 留意点    | ・ライオンズクラブ、ロータリークラブ等の会費は、個人の立場で会員となるものであり、認められない。<br>・政治献金等は、財政援助団体・公益法人として認められない。 |

## <報酬委託手数料支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 臨時的な講師の報酬、会計士監査報酬、原稿料、請負形式による業務の報酬、スクールバスの運行委託、施設の警備委託、防火設備・浄化槽・機器の保守点検手数料、運送料、登記・車検代行手数料、送金手数料、文書料、クリーニング代などの支払額をいいます。        |
| よくある摘要 | 臨時的な講師の報酬、会計士監査報酬、原稿料、請負形式による業務の報酬、スクールバスの運行委託、施設の警備委託、防火設備・浄化槽・機器の保守点検手数料、運送料、登記・車検代行手数料、送金手数料、文書料、クリーニング代、プロバイダー料金、建物の取り壊し費用 |
| 仕訳例    | 講師報酬を支払う 報酬委託手数料支出－現金預金  |
| 留意点    | ・個人の報酬、原稿料の支払いにあたっては、所得税の源泉徴収が必要となります。   |

## <雑費支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 経費支出中の他の科目に該当しない支払額をいいます。  |
| よくある摘要 |  |
| 仕訳例    | 雑費を支払う 雜費一現金預金   |
| 留意点    | ・この科目に該当するものは通常ごく稀にしか発生しませんが、計上することとなったときは、金額の少ないものに限定し、1件で多額のものは、別途具体的な科目名で計上することが適当です。 |

## <補助活動支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 保育用品の販売、給食など教育活動に附隨して行われる事業において、納入業者に支払う用品、弁当、パン、牛乳代などの支払額をいいます。なお、補助活動事業に専任の職員をおく場合はその給与を計上することもできます。   |
| よくある摘要 | 給食代、制服代、スクールバス代(補助活動としている場合)、預り保育、子育て支援、お泊り保育  |
| 仕訳例    | 給食代を支払う 補助活動支出一現金預金  |
| 留意点    | ・この事業に専用の施設設備を使用し、専任の職員をおくときは大規模補助活動事業に該当します。この場合、会計は別会計となり、決算書類などは大規模補助活動事業の収支を相殺の上、純額で表示します。<br>従って、この科目には大規模以外の補助活動支出分のみが計上されます。<br>なお、大規模補助活動事業の支出が収入を上回るときは、その純額を補助活動補給金支出へ計上します。<br>・給食代が保育料として含まれる場合、教材費で支出します。 |

## <補助活動補給金支出> [活動区分]教育 [事業活動]教育

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 大規模補助活動事業では、支払資金を年度当初に別会計に繰り入れし、年度末に本会計へ繰り戻す形をとすることが原則です。また年度途中に別会計に資金不足が生じれば追加繰り入れされることもあり、これらの資金繰り入れが補給金支出です。ただし、この科目は決算書類などには純額で表示するので繰入額の合計から繰り戻し額の合計を差引いた残額が計上されます。 |
| よくある摘要 |  |
| 仕訳例    |  |
| 留意点    |  |

## <過年度修正支出> ※新設科目 [活動区分]その他 [事業活動]特別

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 資金収支を伴う過年度の修正   |
| よくある摘要 | 過年度の給与や退職金計算の誤りを當年度に精算する。   |
| 仕訳例    | 過年度に未払金として計上するべきであった経費を當年度に支払う 過年度修正支出一現金預金<br>過年度に給与を過少に支払ったため當年度精算する 過年度修正支出一現金預金 |
| 留意点    | 過年度に未払金として計上するべきであった経費を當年度に支払う 過年度修正支出一現金預金<br>過年度に未払金として処理してある場合は 前期末未払金支払支出一現金預金  |

## 【借入金等利息支出】

### <借入金利息支出> [活動区分]その他 [事業活動]教育外

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 長期又は短期の借入金について支払った利息の金額を計上します。  |
| よくある摘要 | 借入金利息   |
| 仕訳例    | 利息を支払う 借入金利息支出一現金預金   |
| 留意点    | ・施設設備などの資産を取得するための借入金以外の借入金について支払った利息については、県様式の決算書類の上では、この分を( )内書で上段に表示します。<br>・期日前の返済などにより戻し利息を受け入れたときは、この科目へ赤字(マイナス)計上し、収入科目には計上しません。 |

## 【本部負担金支出等】 ※新設科目 県様式のみに使用

### <本部負担金支出> ※新設科目

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 説明     | 法人本部への支出金額を計上します。 |
| よくある摘要 | 本部負担金             |
| 仕訳例    | 本部負担金支出一現金預金      |
| 留意点    |                   |

## <学内振替支出> [活動区分]その他 [事業活動]特別

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 2以上の幼稚園を設置する法人の幼稚園間で流用し支払った資金で、今後回収する権利のないものをいいます。 |
| よくある摘要 | 学内振替金  |
| 仕訳例    | 学内振替金を支払う 学内振替支出－現金預金                              |
| 留意点    |  |

## 【借入金等返済支出】

### <長期借入金返済支出> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 返済期限の到来する年度より前の年度に一部又は全部を繰り上げて償還する場合の長期借入金の返済額を計上します。                                    |
| よくある摘要 | 借入金返済  |
| 仕訳例    | 長期借入金を返済する 長期借入金返済支出－現金預金<br>長期借入金を年度末に短期借入金に振り替える 長期借入金－短期借入金                           |
| 留意点    | ・長期借入金は各年度の決算時に次年度の返済予定額を、会計上短期借入金に振替処理しているので、通常の返済計画によるものは実態が長期借入金であっても、短期借入金返済支出となります。 |

### <短期借入金返済支出> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 説明     | 上記以外の借入金返済額を計上します。        |
| よくある摘要 | 借入金返済                     |
| 仕訳例    | 短期借入金を返済する 短期借入金返済支出－現金預金 |
| 留意点    |                           |

## 【施設関係支出】

### <土地支出> [活動区分]施設 [事業活動]なし

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 土地の取得に要した金額を計上します。取得にともなう仲介料、測量費などの直接附帯費のほか、埋立、地ならし等の額も含めます。  |
| よくある摘要 | 土地代、測量費、仲介料、整地費用  |
| 仕訳例    | 土地代を支払う 土地支出－現金預金   |
| 留意点    | ・取得にともなうものでない測量費などの費用、補修程度の地ならし等費用は、経費科目の中の該当する科目に計上します。<br>・取得が完了し支払いが一部又は全部について未了となっているときは、取得に要した全額を計上するとともに、資金支出調整勘定の期末未払金の科目にも未払分の金額を赤字(マイナス)計上します。(以下施設・設備関係支出について同じです。期末未払金の項参照。)<br>・当科目は減価償却を行いません。<br>・登記代は土地の取得原価に含めず公租公課支出とすることができます。<br>・土地、建物、構築物、建設仮勘定は貸借対照表の上で『有形固定資産』となります。 |

### <建物支出> [活動区分]施設 [事業活動]なし

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 建物の取得に要した金額を計上します。取得にともなう仲介料、測量費、設計料などの直接附帯費も含めます。   |
| よくある摘要 | 園舎建築費、測量代、上棟式費用  |
| 仕訳例    | 園舎建築費を支払う 建物支出－現金預金  |
| 留意点    | ・改造などで建物の修繕の程度を超える間仕切り、屋根の葺替、窓枠サッシの全部取替等の工事費は資本的支出であり建物支出とします。<br>・建物の取り壊し費用は報酬委託手数料支出になります。 |

### <構築物支出> [活動区分]施設 [事業活動]なし

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 土地に定着した工作物・土木構築物の取得に要した金額をいいます。直接附帯経費も含めます。 |
| よくある摘要 | 遊具、門扉、フェンス、タンク、プール、飼育小屋                     |
| 仕訳例    | 遊具設置費用を支払う 構築物支出－現金預金                       |
| 留意点    | ・リース契約の場合は「賃借料支出」を参照のこと。                    |

## <建設仮勘定支出> [活動区分]施設 [事業活動]なし

**説明** 有形固定資産を取得する過程で支払われた手付金、工事内金などで、目的物の完成が次年度以降となるものを一時的にこの科目に計上します。本勘定への振替は目的物の完成した年度に行われます。

**よくある摘要** 工事着手金、設計料、中間払い金

例①:期をまたいで建物が完成する場合

|        |            |              |
|--------|------------|--------------|
| 完成の前年度 | 設計料を支払う    | 建設仮勘定支出－現金預金 |
| 完成の年度  | 建設仮勘定からの振替 | 建物－建設仮勘定     |
|        |            | 構築物－建設仮勘定    |

**仕訳例**

例②:期をまたがないで建物が完成する場合

|  |
|--|
| 建設仮勘定を通さず該当科目に計上するが、すべての支払いを建設仮勘定に計上し、 |
| 完成時点で該当科目に計上する場合もあります。                 |

支払時

完成時

建設仮勘定支出－現金預金

建物支出－建設仮勘定支出

**留意点**

- ・当科目は減価償却を行いません。
- ・目的物が基本金設定の対象となる場合には、基本金の組み入れは建設仮勘定の段階で行われます。
- ・翌年度に建物が完成した時は、非資金取引で建物と建設仮勘定の振替処理を行います。

## <施設利用権支出> [活動区分]施設 [事業活動]なし

**説明** 電気、ガス、水道などの供給施設利用権、その他の施設利用権取得のために支払った金額をいいます。

**よくある摘要** 施設利用権

**仕訳例**

施設利用権費用を支払う 施設利用権支出－現金預金

**留意点**

- ・貸借対照表の上で施設利用権は『その他の固定資産』となります。

## 【設備関係支出】

### <教育研究用機器備品支出> [活動区分]施設 [事業活動]なし

**説明** 直接教育の用に供するもののほか、間接的に教育効果を上げるための机、椅子、ベットなどの物品で、耐用年数が1年を超えるもののうち一定の金額以上(金額は法人において規定します)の物品の取得額を計上します。また少額重要資産となるものもこの科目に計上します。

**よくある摘要** ピアノ、テレビ、音響機器、ビデオデッキ、黒板、平均台

**仕訳例**

ピアノ購入代を支払う 教育研究用機器備品支出－現金預金

**留意点**

- ・少額重要資産とは、少額であっても学校法人の性質上基本的に重要な資産で常時相当多額(多量)に保有することが目的遂行上必要とされる資産(例えば園児の机、椅子や黒板、積み木、楽器など)をいいます。
- ・教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書、車輛は貸借対照表の上で『有形固定資産』となります。

### <管理用機器備品支出> ※その他の機器備品支出から科目名変更 [活動区分]施設 [事業活動]

**説明** 教育研究用機器備品以外の備品で、幼稚園、法人の管理運営上必要なもので教育研究用機器備品と同様に耐用年数が一年を超えるものうち、一定金額以上(金額は法人において規定します)の物品の取得額を計上します。また、少額重要資産となるものもこの科目に計上します。

**よくある摘要** パソコン代、印刷機、コピー機、FAX機

**仕訳例**

パソコン購入代を支払う 管理用機器備品支出－現金預金

**留意点**

- ・少額重要資産は、教育研究用機器備品支出の項を参照してください。
- ・教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書、車輛は貸借対照表の上で『有形固定資産』となります。

### <図書支出> [活動区分]施設 [事業活動]なし

**説明** 1年を超える長期にわたり保存し、使用される教育関係の文献、辞書、法令集、図鑑、参考書、紙芝居などの取得に要した金額を計上します。

**よくある摘要** 文献、辞書、法令集、図鑑、参考書、紙芝居

**仕訳例**

図鑑購入代を支払う 図書支出－現金預金

**留意点**

- ・レコード、CD、撮影済フィルムについても必要に応じて図書支出として計上します。
- ・当科目は減価償却を行いません。廃棄した時に除却します。

### <車輌支出> [活動区分]施設 [事業活動]なし

**説明** 自動車その他の陸上運搬具の取得に要した金額を計上します。

**よくある摘要** スクールバス購入費、軽トラック購入費

**仕訳例**

スクールバス購入代を支払う 車輌支出－現金預金

**留意点**

- ・リース契約の場合は「賃借料支出」を参照のこと。

## <ソフトウェア支出> [活動区分]施設 [事業活動]なし

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 会計ソフト・給与ソフト・園児管理ソフト等事務の効率化が図れるソフトウェアの金額を計上します。<br>幼稚園、法人の管理運営上必要なもので教育研究用機器備品と同様に耐用年数が一年を超えるものうち、一定金額以上(金額は法人において規定します)のソフトウェアの取得額を計上します。 |
| よくある摘要 | 会計ソフト・給与ソフト・園児管理ソフト購入   |
| 仕訳例    | 会計ソフト代を支払う ソフトウェア支出－現金預金  |
| 留意点    | ・ソフトウェアは貸借対照表の上で『他の固定資産』となる。<br>・平成21年4月1日以降の購入ソフトから適用になります(以前のソフトウェアは消耗品費支出等で処理。)  |

## <電話加入権支出> [活動区分]施設 [事業活動]なし

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 電話を取り付け、又は増設するために要する加入料、工事費などの金額を計上します。         |
| よくある摘要 | 電話回線新設費用  |
| 仕訳例    | 回線購入代を支払う 電話加入権支出－現金預金                          |
| 留意点    | ・電話加入権は貸借対照表の上で『他の固定資産』となる。<br>・当科目は減価償却を行いません。 |

## 【資産運用支出】

### <有価証券購入支出> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 国債、公社債などの債券購入に要した金額や貸付信託に預託した金額を計上します。                  |
| よくある摘要 | 国債購入  |
| 仕訳例    | 国債購入費を支払う 有価証券購入支出－現金預金                                 |
| 留意点    | ・有価証券は貸借対照表の上で保有期間が長期となるものは『他の固定資産』となり、その他は『流動資産』となります。 |

### <退職引当特定資産への繰入支出> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 退職給与規程などにより退職基金財団資金収入に上乗せ加算をし、又は退職基金財団加入前からの在職者に対する加入前期間分の退職金を支払う場合など、一時的に多額の資金を必要とすることがありますので、これに備えて各年度この科目に一定額の支払資金を支出計上し、財源を確保することができます。 |
| よくある摘要 | 退職引当特定資産への繰入金   |
| 仕訳例    | 退職引当特定資産へ繰り入れる 退職引当特定資産への繰入支出－現金預金  |
| 留意点    | ・固定負債である退職給与引当金にも一定の金額を繰り入れすべきです。<br>・特定資産は貸借対照表の上で『特定資産』となります。   |

### <減価償却引当特定資産への繰入支出> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 固定資産のうち減価償却を行う資産の減耗、滅失に備え、また再取得を容易にするため、支払資金から各年度この科目に一定額を支出計上して財源を確保することができます。 |
| よくある摘要 | 減価償却引当特定資産への繰入金   |
| 仕訳例    | 減価償却引当特定資産へ繰り入れる 減価償却引当特定資産への繰入支出－現金預金  |
| 留意点    | ・繰り入れの限度額はその年度の減価償却累計額の範囲内です。   |

### <○○○引当特定資産への繰入支出> [活動区分]施設orその他 [事業活動]なし

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 特定の目的、例えば園舎建築、園地取得などに備えて、その必要資金を確保するため各年度に一定額を支払資金からこの科目に支出計上することができます。   |
| よくある摘要 | 園舎改築引当特定資産への繰入金   |
| 仕訳例    | 園舎改築引当特定資産へ繰り入れる 園舎改築引当特定資産への繰入支出－現金預金  |
| 留意点    | ・特定資産はみだりに設定することなく、将来への計画と支払資金の状況を充分検討した上で理事会などの決議、同意を得た後設定すべきです。<br>・なお、土地、建物など第1号基本金組み入れ対象となっている固定資産の取得を目的として一定の計画に基づき資金を特定資産へ繰り入れるものであれば、原則として、同額を第2号基本金へ組み入れできます。(第2号基本金を設定する場合は、事前に県に相談してください) |

### <収益事業元入金支出> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 収益事業を行うにあたっては、当初、事業に必要な資金、固定資産などを本会計から分離しなければならず、分離した時点における、これら資金の額等を元入金として計上します。 |
| よくある摘要 |   |
| 仕訳例    | 収益事業元入金を支払う 収益事業元入金支出－現金預金  |
| 留意点    | ・収益事業元入金は貸借対照表の上で『他の固定資産』となります。   |

### <協会預け金支出>→※科目削除

## <出資金支出> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 説明     | 信用金庫・農協などに対する出資金としての支出額を計上します。 |
| よくある摘要 | 出資金                            |
| 仕訳例    | 出資金を支払う 出資金支出－現金預金             |
| 留意点    | ・出資金は貸借対照表の上で『その他の固定資産』となります。  |

## <積立保険料支出> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 満期返戻金が付された損害保険については、その支払った保険料の額のうち積立保険料に相当する部分は、資産計上とするものとし、その他の部分すなわち掛け捨て部分は経費(支出)で処理することとなります。従って損害保険料を支払ったとき積立保険料に相当する部分を計上します。 |
| よくある摘要 | 積立保険料  |
| 仕訳例    | 積立保険料を支払う 積立保険料支出－現金預金   |
| 留意点    | ・積立保険料は貸借対照表の上で『その他の固定資産』となります。  |

## 【他の支出】

### <学内貸付金支払支出> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 2以上の幼稚園を設置する法人の幼稚園間で流用し、返済義務のある貸付金として支払った額をいいます。 |
| よくある摘要 | 学内貸付金支払  |
| 仕訳例    | 学内貸付金を支払う 学内貸付金支払支出－現金預金                         |
| 留意点    |  |

### <学内借入金返済支出> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 2以上の幼稚園を設置する法人の幼稚園間で流用し、受け入れた借入金の返済のために支払った額をいいます。 |
| よくある摘要 | 学内借入金返済  |
| 仕訳例    | 学内借入金を返済する 学内借入金返済支出－現金預金                          |
| 留意点    |  |

### <手形債務支払支出> [活動区分]教育or施設orその他 [事業活動]なし

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 説明     | 手形債務の残高があるとき、その手形決済のため支払った金額をいいます。 |
| よくある摘要 | 手形債務支払                             |
| 仕訳例    | 手形債務を支払う 手形債務支払支出－現金預金             |
| 留意点    |                                    |

### <前期末未払金支払支出> [活動区分]教育or施設orその他 [事業活動]なし

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 前期末又はそれ以前に負債として計上されている未払金の全部又は一部の支払額を計上します。  |
| よくある摘要 | 前年度退職者退職金支払、前年度消費税支払   |
| 仕訳例    | 前期末未払金を支払う 前期末未払金支払支出－現金預金   |
| 留意点    | ・前期以前において既に経費支出、施設・設備関係支出などの科目に計上済みのものですから、再度これらの科目を適用しないよう注意しなければなりません。<br>・未払金については資金支出調整勘定である期末未払金の項を参照してください。<br>・活動区分資金収支計算書に注記として明細表を付けます。 |

### <預り金支払支出> [活動区分]その他 [事業活動]なし

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 一時的に受け入れた預り金を該当先へ支払った金額を計上します。  |
| よくある摘要 | 私学教職員共済組合掛金、同給付金、所得税、県市町村民税、就園奨励費補助金  |
| 仕訳例    | 預り金を支払う 預り金支払支出－現金預金  |
| 留意点    | ・預り金として誤って受け入れたもの又は所定額以上受け入れたものはできる限り早い機会に返戻し、不明の残高を残さないようにしなければなりません。<br>・決算書類などには、純額で表示します。 |

## <前払金支払支出> [活動区分]教育or施設orその他 [事業活動]なし

**説明** 将来引渡されるべき財貨や提供されるべき役務の対価の前払い額を計上します。契約期間が次年度に及ぶような用役に対して資金支出した場合は、会計の原則により支払った金額すべてをその年度の費用とすることはできません。支払った金額が僅少であれば、実務上特に問題はありませんが、金額の多い場合は、次年度分相当額をこの科目に計上しなければなりません。例えば1月から12月までの契約期間で賃借料を1月に支払った場合、1~3月分に相当する金額はその年度の費用として計上されますが、4~12月相当分は前払金支払支出となります。

### よくある摘要

仕訳例 前払金を支払う 前払金支払支出ー現金預金

・この前払金(前払費用)は貸借対照表の上で『流動資産』となります。

留意点 ・前払金を計上した次年度の当初には、振替伝票を作成して経費などの該当する科目へ計上するとともに、資金支出調整勘定である前期末前払金にも赤字(マイナス)計上します。

## <預託金支払支出> [活動区分]その他 [事業活動]なし

**説明** スクールバス等車両を取得(または車検時)したときに支払うリサイクルのための費用

### よくある摘要

仕訳例 スクールバスを購入しそのリサイクル費用を支払う 預託金支払支出ー現金預金

留意点 ・この費用は廃車時まで費用化できないため、預託金として資産計上しておきます。(廃車、売却時の処理は「預託金回収収入」を参照のこと)

## <立替金支払支出> [活動区分]その他 [事業活動]なし

**説明** 資金の一時的な融通に支出した金額を計上する。

### よくある摘要

雇用保険料本人負担分立替、PTA連絡会費立替、研修会費一時立替

仕訳例 立替金を支払う 立替金支払支出ー現金預金

・立替金の未回収の残高は、貸借対照表の上で『流動資産』となります。

留意点 ・決算書類などには、純額で表示します。

## <仮払金支払支出> [活動区分]その他 [事業活動]なし

**説明** 支払資金の支出を行う時点で、科目や金額が確定していない場合に一応この科目で計上し、確定後に精算し、該当科目へ振替処理する金額をいいます。

### よくある摘要

出張旅費仮払金

仕訳例 仮払金を支払う 仮払金支払支出ー現金預金

・この科目による支出は資金収支の状況を不明瞭なものにし、また誤りも生じ易いので、やむを得ない場合

留意点 以外はできる限り避けが必要です。

・決算書類などには、純額で表示します。

## 【資金支出調整勘定】

### <期末未払金> [活動区分]教育or施設orその他 [事業活動]なし

**説明** 固定資産、物品の購入代金や修繕費、賃借料、公租公課などの用役で相手からの引渡し給付が完了して債務が確定しているが、支払いが済んでいないものがあるときは、施設・設備関係経費支出などの該当する科目へそれぞれ所要額を計上するとともに、資金支出調整勘定であるこの科目にもマイナス計上します。

### よくある摘要

退職金、消費税

仕訳例 当年度末に購入した備品が未払いのため未払金に計上する

教育研究用機器備品支出-期末未払金

(借方のマイナス)

留意点 ・幼稚園などを設置する小規模法人にあっては、年度内の各月における未払金発生による計上を省略し、決算時における未払金についてのみ上記の処理を行うことができ、また電気、ガス、水道、電話など継続的に受ける用役に対する支出の計上は、実際に支払いの行われた時点で行なうこともできます。

・上記簡略化方式の小規模法人にあっては、未払金の発生は資金支出に記録されないので、備忘の記録を残し、また発生の時点で前段の処理を行い、事後、支払うごとに、この科目へ黒字計上することもできま

### <期末手形債務> [活動区分]教育or施設orその他 [事業活動]なし

**説明** 車両などの固定資産、その他物品の購入のため振出した約束手形、為替手形で未決済の額があるときは、該当する車両支出などの科目へ計上するとともに、この科目にもマイナス計上します。

### よくある摘要

スクールバスを手形で購入したが手形が未決済のため、手形債務を計上する。

仕訳例 車両支出-期末手形債務

(借方のマイナス)

留意点 ・手形債務は資産購入などに際して、代金として振り出した手形を言います。資金の借り入れのために発行した手形は、借入金として計上され、手形債務には含まれません。

## <前期末前払金> [活動区分]教育or施設orその他 [事業活動]なし

説明 前年度又はそれ以前に前払金支払支出が計上され、まだ経費などの科目への振替未済となっているときは、年度当初(4月1日)において該当する科目へ計上するとともに、資金支出調整勘定であるこの科目にもマイナス計上します。

### よくある摘要

仕訳例 前期末前払金を該当科目(賃借料支出)に振り替える 賃借料支出 - 前期末前払金(借方のマイナス)  
留意点

■事業活動収支計算書 一覧 ■

|                    |  |   |
|--------------------|--|---|
| 事業活動収入の部<br>教育活動収支 | 【学生徒等納付金】<br>保育料<br>入園料<br>教材料<br>施設設備資金<br>基本保育料<br>特定保育料<br>施設等利用給付費<br>○○納付金<br><br>【手数料】<br>入園検定料<br>証明手数料<br>入園受入準備費<br><br>【寄付金】<br>特別寄付金<br>一般寄付金<br>現物寄付<br><br>【経常費等補助金】<br>国庫補助金<br>県補助金<br>市町村補助金<br>施設型給付費<br><br>【付随事業収入】<br>補助活動収入<br>施設等利用給付費<br>受託事業収入<br><br>【雑収入】<br>施設設備利用料<br>廃品売却収入<br>退職基金財団資金収入<br>団体等助成金収入<br>雑収入<br>退職給与引当金戻入 |   |
|                    | 教育活動外収支  | 【受取利息・配当金】<br>その他の受取利息・配当金<br>【その他の教育活動外収入】<br>収益事業収入<br>○○○  |
| 事業活動支出の部<br>教育活動収支 | 【借入金等利息】<br>借入金利息<br>【その他の教育活動外支出】<br>○○○  |   |
|                    | 事業活動収入の部   | 【資産売却差額】<br>施設売却差額<br>設備売却差額<br>有価証券売却差額<br>【その他の特別収入】<br>施設設備寄付金<br>現物寄付<br>施設設備補助金<br>過年度修正額<br>【本部負担金収入等】<br>本部負担金収入<br>学内振替収入 |
| 事業活動支出の部<br>教育活動収支 | 【資産処分差額】<br>有姿除却等損失<br>施設処分差額<br>設備処分差額<br>有価証券処分差額<br>徴収不能額<br>【その他の特別支出】<br>災害損失<br>過年度修正額<br>【本部負担金支払等】<br>本部負担金支出<br>学内振替支出  |   |
|                    | 集計科目   | 基本金組入前当年度収支差額<br>基本金組入額合計<br>当年度収支差額<br>前年度繰越収支差額<br>基本金取崩額<br>翌年度繰越収支差額<br>(参考)事業活動収入計<br>(参考)事業活動支出計                            |

## ■教育活動収支・事業活動収入の部■

### 【学生生徒等納付金】

#### ＜保育料＞

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の学生生徒等納付金収入の保育料収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                                  |
| 仕訳例    |                                  |
| 留意点    |                                  |

#### ＜入園料＞

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の学生生徒等納付金収入の入園料収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                                  |
| 仕訳例    |                                  |
| 留意点    |                                  |

#### ＜教材料＞

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の学生生徒等納付金収入の教材料収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                                  |
| 仕訳例    |                                  |
| 留意点    |                                  |

#### ＜施設設備資金＞

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の学生生徒等納付金収入の施設設備資金収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                                     |
| 仕訳例    |                                     |
| 留意点    |                                     |

#### ＜基本保育料＞

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の学生生徒等納付金収入の基本保育料収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                                    |
| 仕訳例    |                                    |
| 留意点    |                                    |

#### ＜特定保育料＞

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の学生生徒等納付金収入の特定保育料収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                                    |
| 仕訳例    |                                    |
| 留意点    |                                    |

#### ＜施設等利用給付費＞

|        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の学生生徒等納付金収入の施設等利用給付費収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                                       |
| 仕訳例    |                                       |
| 留意点    |                                       |

#### ＜○○納付金＞

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の学生生徒等納付金収入の○○納付金収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                                    |
| 仕訳例    |                                    |
| 留意点    |                                    |

**【手数料】****<入園検定料>**

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の手数料収入の入園検定料収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                               |
| 仕訳例    |                               |
| 留意点    |                               |

**<証明手数料>**

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の手数料収入の証明手数料収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                               |
| 仕訳例    |                               |
| 留意点    |                               |

**<入園受入準備費>**

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の手数料収入の入園受入準備費収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                                 |
| 仕訳例    |                                 |
| 留意点    |                                 |

**【寄付金】****<特別寄付金>**

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の寄付金収入の特別寄付金収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                               |
| 仕訳例    |                               |
| 留意点    | ・寄付の受け入れにあたっては、寄付申込書の提出を求めます。 |

**<一般寄付金>**

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の寄付金収入の一般寄付金収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                               |
| 仕訳例    |                               |
| 留意点    | ・寄付の受け入れにあたっては、寄付申込書の提出を求めます。 |

**<現物寄付>**

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 金銭以外で施設設備以外の贈与を受けたとき、その資産の額を計上します。  |
| よくある摘要 |   |
| 仕訳例    | 消毒液の寄付を受けた 【非資金仕訳】消耗品費－現物寄付金  |
| 留意点    | ・金銭以外の資産による寄付を受けたときは、金銭による寄付金に加えて受贈した資産の評価額を計上します。なお、評価額は受贈したときの時価(通常の取得に要する価額)によります。また、受贈の資産が中古の物品であるときは使用経過年数を考慮して評価します。<br>・寄付の受け入れにあたっては、寄付申込書の提出を求めます。 |

## 【経常費等補助金】

### ＜国庫補助金＞

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の補助金収入の国庫補助金収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                               |
| 仕訳例    |                               |
| 留意点    | ・教育に関わる補助金であること。              |

### ＜県補助金＞

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の補助金収入の県補助金収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                              |
| 仕訳例    |                              |
| 留意点    | ・教育に関わる補助金であること。             |

### ＜市町村補助金＞

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の補助金収入の市町村補助金収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                                |
| 仕訳例    |                                |
| 留意点    | ・教育に関わる補助金であること。               |

### ＜施設型給付費＞

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の補助金収入の施設型給付費収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                                |
| 仕訳例    |                                |
| 留意点    | ・教育に関わる補助金であること。               |

## 【付随事業収入】

### ＜補助活動収入＞

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の付隨事業・収益事業収入の補助活動収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                                    |
| 仕訳例    |                                    |
| 留意点    |                                    |

### ＜施設等利用給付費＞

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 資金収支計算書の付隨事業・収益事業収入の施設等利用給付費収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |  |
| 仕訳例    |  |
| 留意点    |  |

### ＜受託事業収入＞

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の付隨事業・収益事業収入の受託事業収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                                    |
| 仕訳例    |                                    |
| 留意点    |                                    |

## 【雑収入】

### ＜施設設備利用料＞

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の雑収入の施設設備利用料収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                               |
| 仕訳例    |                               |
| 留意点    |                               |

## <廃品売却収入>

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の雑収入の廃品売却収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                            |
| 仕訳例    |                            |
| 留意点    |                            |

## <退職基金財団資金収入>

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の雑収入の退職基金財団資金収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                                |
| 仕訳例    |                                |
| 留意点    |                                |

## <団体等助成金収入>

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の雑収入の団体等助成金収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                              |
| 仕訳例    |                              |
| 留意点    |                              |

## <雑収入>

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の雑収入の雑収入の項を参照のこと |
| よくある摘要 |                         |
| 仕訳例    |                         |
| 留意点    |                         |

## <退職給与引当金戻入>

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 退職給与引当金が繰り入れ超過となり、戻入をすることとなった場合の戻し入れ金額を計上します。 |
| よくある摘要 |   |
| 仕訳例    | 退職給与引当金 - 退職給与引当金戻入                           |

## ■教育活動収支・事業活動支出の部■

### 【人件費】

#### <教員・職員人件費>

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の教員・職員人件費支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                             |
| 仕訳例    |                             |
| 留意点    |                             |

#### <園医等報酬>

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の園医等報酬支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                          |
| 仕訳例    |                          |
| 留意点    |                          |

#### <退職給与引当金繰入>

|        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 説明     | 退職金支給規程等に基づき設定する退職給与引当金の当年度繰入額をいいます。 |
| よくある摘要 |                                      |

#### 【非資金仕訳】

| 仕訳例 | 事 項        | 借 方       | 貸 方              |
|-----|------------|-----------|------------------|
|     | 退職給与引当金の繰入 | 退職給与引当金繰入 | 100 退職金給与引当金 100 |

|     |  |
|-----|--|
| 留意点 | ・退職給与引当金は、貸借対照表の上で『固定負債』に計上されます<br>・退職基金財団より、みなし退職金を受け入れた場合、将来支払われる資金として区分するため<br>に負債に退職給与引当金として計上する必要があります。 |
|-----|--|

## <退職金>

**説明** 退職金支給規程等に基づき支給する退職金のうち、退職給与引当金(特定預金ではない)を取崩す場合は、この金額を控除したものを計上します。

### よくある摘要

例：退職金100を支払う。退職基金財団から収入が90あり、園から上乗せして支給する退職給与引当金が10ある。

(資金取引仕訳) 現金預金 90 - 退職基金財団資金収入 90  
退職金支出 100 - 現金預金 100

(非資金取引仕訳) 退職給与引当金 10 - 退職金 10

\*資金収支上は退職金100となり、消費収支上は退職金90となる。

**留意点** ・退職給与引当金を取崩して支給する場合、消費支出の退職金は資金支出の退職金支出とは異なる金額となります。

## 【経費】

### <賃金>

**説明** 資金収支計算書の賃金支出の項を参照のこと。

### よくある摘要

### 仕訳例

### 留意点

## <教材費>

**説明** 資金収支計算書の教材費支出の各科目の項を参照のこと。

### よくある摘要

### 仕訳例

留意点 ・会計年度末日現在において未使用で多額の教材物品を有するときは、この金額を『貯蔵品』として貸借対照表に計上しなければなりません。(この場合の処理方法については補助活動費の項参照。)

## <消耗品費>

**説明** 資金収支計算書の消耗品費支出の各科目の項を参照のこと。

### よくある摘要

### 仕訳例

留意点 ・会計年度末日現在において未使用で多額の消耗品的物品を有するときは、この金額を『貯蔵品』として貸借対照表に計上しなければなりません。(この場合の処理方法については補助活動費の項参照。)

## <光熱水費>

**説明** 資金収支計算書の光熱水費支出の項を参照のこと。

### よくある摘要

### 仕訳例

### 留意点

## <旅費交通費>

**説明** 資金収支計算書の旅費交通費支出の項を参照のこと。

### よくある摘要

### 仕訳例

### 留意点

## <園児福利費>

**説明** 資金収支計算書の園児福利費支出の項を参照のこと。

### よくある摘要

### 仕訳例

### 留意点

## ＜教職員福利費＞

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の教職員福利費支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                           |
| 仕訳例    |                           |
| 留意点    |                           |

## ＜印刷製本費＞

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の印刷製本費支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                          |
| 仕訳例    |                          |
| 留意点    |                          |

## ＜通信費＞

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の通信費支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                        |
| 仕訳例    |                        |
| 留意点    |                        |

## ＜車両燃料費＞

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の車両燃料費支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                          |
| 仕訳例    |                          |
| 留意点    |                          |

## ＜渉外費＞

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の渉外費支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                        |
| 仕訳例    |                        |
| 留意点    |                        |

## ＜広報費＞

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の広報費支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                        |
| 仕訳例    |                        |
| 留意点    |                        |

## ＜修繕費＞

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の修繕費支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                        |
| 仕訳例    |                        |
| 留意点    |                        |

## ＜損害保険料＞

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の損害保険料支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                          |
| 仕訳例    |                          |
| 留意点    |                          |

## ＜賃借料＞

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の賃借料支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                        |
| 仕訳例    |                        |
| 留意点    |                        |

## <公租公課>

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の公租公課支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                         |
| 仕訳例    |                         |
| 留意点    |                         |

## <諸会費負担金>

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の諸会費負担金支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                           |
| 仕訳例    |                           |
| 留意点    |                           |

## <報酬委託手数料>

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の報酬委託手数料支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                            |
| 仕訳例    |                            |
| 留意点    |                            |

## <雑費>

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の雑費支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                       |
| 仕訳例    |                       |
| 留意点    |                       |

## <補助活動費>

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の補助活動支出の科目の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                            |
| 仕訳例    |                            |

【非資金仕訳】

| 事　　項                  | 借　方 | 貸　方             |
|-----------------------|-----|-----------------|
| 期末貯蔵品有高を<br>経費から資産へ振替 | 貯蔵品 | 100　　補助活動費　　100 |

|     |  |
|-----|--|
| 留意点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入した物品のうち年度末日現在、在庫となっているものが多額になるときは『貯蔵品』として流动資産に計上しなければなりません。従って、この場合は資金支出の補助活動支出の金額とは異なったものとなります。</li> <li>・この貯蔵品金額は次年度の当初に事業活動支出の、補助活動費へ振替計上されます。</li> </ul> |
|-----|--|

## <補助活動補給金>

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の補助活動金補給金支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                             |
| 仕訳例    |                             |
| 留意点    |                             |

## <減価償却額>

固定資産のうち、有形固定資産（土地、図書、建設仮勘定を除く。）及びその他の固定資産のうち施設利用権などのような償却資産は、時の経過や使用によりその価格が減少します。これは資金が流出するものではないが、学校法人会計ではこれを事業活動支出の経費として計上することとされています。

**説明** 債却資産の減耗は一様ではないが、年度毎の測定は困難であるから年月の経過により固定資産の価値が減少するものとして、各年度毎に算出した額が減価償却額です。原則として個別に算出し、その合計額を計上します。

貸借対照表の上では、償却資産は直接法により取得価額から減価償却の累計額を差引いた額で計上されます。

### よくある摘要

**仕訳例** 建物の当期償却額を計上する【非資金仕訳】 減価償却額—建物

**留意点** ・ 減価償却額は定額法により算出するが、個別の算式は次のとおりです。

$$\text{取得価額} \div \text{耐用年数} = \text{減価償却額}$$

（償却の最終年度は、1個につき1円を備忘価額として残す。）

（耐用年数は法人において個別に決定するが、公認会計士協会学校法人委員会の耐用年数表を参考にする。）

## 【徴収不能額等】

### <徴収不能引当金繰入額>

#### 説明

### よくある摘要

**仕訳例**

**留意点**

### <徴収不能額>

**説明** 納付金その他の金銭債権で、一定期間経過後も徴収が不能となっているものがあり、理事会などで債権の放棄を決議したときはその金額を計上します。

### よくある摘要

**仕訳例** 保育料 10を未収入金に計上していたが回収の見込みがないため徴収不能とする。

【非資金仕訳】

|          |         |
|----------|---------|
| 借方       | 貸方      |
| 徴収不能額 10 | 未収入金 10 |

**留意点**

## ■教育活動外収支・事業活動収入の部 ■

### 【受取利息・配当金】

### <その他の受取利息・配当金>

**説明** 資金収支計算書の受取利息・配当金収入の、その他の受取利息・配当金収入の項を参照のこと

### よくある摘要

**仕訳例**

**留意点**

**【他の教育活動外収入】****<収益事業収入>**

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の付隨事業・収益事業収入の収益事業収入の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                                     |
| 仕訳例    |                                     |
| 留意点    |                                     |

&lt;○○○&gt;

|        |  |
|--------|--|
| 説明     |  |
| よくある摘要 |  |
| 仕訳例    |  |
| 留意点    |  |

**■教育活動外収支・事業活動支出の部■****【借入金等利息】****<借入金利息>**

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の借入金等利息支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                           |
| 仕訳例    |                           |
| 留意点    |                           |

**【他の教育活動外支出】**

&lt;○○○&gt;

|        |  |
|--------|--|
| 説明     |  |
| よくある摘要 |  |
| 仕訳例    |  |
| 留意点    |  |

**■特別収支・事業活動収入の部■****【資産売却差額】****<施設売却差額>**

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 土地、建物、構築物を売却したときの収入が、その固定資産の帳簿残高を超える場合に、超過した金額を計上します。   |
| よくある摘要 | 園地売却、(固定)遊具売却<br>簿価100の土地を120で売却した。   |
| 仕訳例    | 現金預金 120 – 施設売却収入 120<br>【資金取引仕訳】<br>施設売却収入 120 – 土地 100<br>施設売却差額 20   |
| 留意点    | ※資金収支上の売却収入は120増加、事業活動収支上の売却差額が20増加、貸借対照上の土地が100減少となる。<br>・施設を売却の際には、通常理事会等での決議が必要です。<br>・帳簿残高とは取得価額から償却累計額を差し引いた額をいいます。<br>・収入が下回る場合は事業活動収支の特別収支の施設処分差額に計上します。 |

## <設備売却差額>

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 設備を売却したときの収入が、その固定資産の帳簿残高を超える場合に、超過した金額を計上します。   |
| よくある摘要 | (非固定)遊具売却、ピアノ売却、園バス売却<br>簿価100のピアノを120で売却した。   |
| 仕訳例    | 【資金取引仕訳】<br>現金預金 120 – 設備売却収入 120<br>【非資金取引】<br>設備売却収入 120 – ピアノ 100<br>設備売却差額 20<br>※資金収支上の売却収入は120増加、事業活動収支上の売却差額が20増加、貸借対照上のピアノが100減少となる。 |
| 留意点    | ・設備を売却の際には、通常理事会等での決議が必要です。<br>・帳簿残高とは取得価額から償却累計額を差し引いた額をいいます。<br>・収入が下回る場合は事業活動収支の特別収支の設備処分差額に計上します。  |

## <有価証券売却差額>

|        |  |
|--------|--|
| 説明     | 有価証券を売却したときの収入が、その資産の帳簿残高を超える場合に、超過した金額を計上します。   |
| よくある摘要 | 国債売却<br>簿価100の有価証券を120で売却した。   |
| 仕訳例    | 【資金取引仕訳】<br>現金預金 120 – 有価証券売却収入 120<br>【非資金取引】<br>有価証券売却収入 120 – 有価証券 100<br>有価証券売却差額 20 |
| 留意点    | ・有価証券を売却の際には、通常理事会等での決議が必要です。<br>・収入が下回る場合は事業活動収支の特別収支の有価証券処分差額に計上します。                   |

## 【他の特別収入】

### <施設設備寄付金>

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の施設設備寄付金収入の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                            |
| 仕訳例    |                            |
| 留意点    |                            |

### <現物寄付>

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 説明     | 金銭以外で施設設備の贈与を受けたとき、その資産の額を計上します。 |
| よくある摘要 |                                  |
| 仕訳例    |                                  |
| 留意点    |                                  |

### <施設設備補助金>

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 国、県、市町村の補助金のうち施設設備に対する補助金を受け入れた場合に計上します。  |
| よくある摘要 |   |
| 仕訳例    |   |
| 留意点    | 同じ補助金で施設関係の支出のほか経費関係の支出が可能な補助金は、補助金の本来の目的に見合う形で仕分けする。例えば、施設設備補助金なら経費支出が可能な場合でも施設設備補助金とし、経常費等補助金とはしない。 |

## <過年度修正額>

**説明**

前年度以前において、計算に誤りがあったにも拘わらず決算を完了している場合、この科目によって修正します。

**よくある摘要**

①前年度に、本来固定資産として計上すべきものを誤って消耗品として経費に計上した場合  
管理用機器備品一過年度修正額

②前年度以前に減価償却額を誤って過大計上した場合  
建物一過年度修正額

③本来法人の事業活動収入となるべき雑収入を誤って預り金として負債に計上した場合  
預り金一過年度修正額

**仕訳例**

・安易にこの科目により修正を行うことは計算書の内容を不明瞭なものとする恐れがあるので、やむを得ない場合のほかは、その年度の計算書を正確にすることが必要です。

・基本明細書には「過年度基本金の修正」として当期組入高とは別に表記します。

・過年度の修正額には、事業活動収支計算書の上で収入となるものと支出となるものがあります。収入に計上するものは純資産額の増加(資産の増、負債の減、事業活動収入の増、事業活動支出の減など。)となるものの修正額です。

**留意点**

・この科目によって修正額を計上するときは、その内容を欄外などに具体的に脚注しなければなりません。

**<脚注>**

仕訳例①の場合 ○年度 計上誤りを修正

固定資産の増加

管理用機器備品 ○○円

(備品を誤って消耗品費に計上)

仕訳例②の場合 ○年度 計上誤りを修正

減価償却額の減少

計上済み減価償却額 ○○円

再計算の減価償却額 ○○円

差引計上額 ○○円

## 【本部負担金収入等】

### <本部負担金収入>

**説明**

資金収支計算書の本部負担金収入の項を参照のこと

**よくある摘要****仕訳例****留意点**

### <学内振替収入>

**説明**

資金収支計算書の学内振替収入の項を参照のこと  
支払い資金によらない資産の振替が、法人内の幼稚園間で行われ、これを受け入れたときは、その資産の金額(取得価額-減価償却額の累計額)を計上します。

**よくある摘要****仕訳例**

スクールバスを同一法人内の他幼稚園から譲り受けた 車両-学内振替収入

**留意点**

## ■特別収支・事業活動支出の部■

### 【資産処分差額】

### <有姿除却等損失>

**説明**

固定資産について備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことが出来るのは、現に使用することをやめ、かつ、将来も転用するなどにより、使用する予定のない状態にあるものであり、更に以下の①から③の条件に該当する場合である。①固定資産の使用が困難である場合。  
②処分ができない場合。③「①及び②」に該当する固定資産であって、備忘価格を残して貸借対照表の資産計上から除くことについて理事会及び評議員会の承認を得た場合。

**よくある摘要****仕訳例****留意点**

## <施設処分差額>

|        |   |  |
|--------|---|--|
| 説明     | 施設を売却した場合に、売却収入が帳簿価額を下回る場合の処分差額を計上します。                          |  |
| よくある摘要 | 帳簿残高100の土地を80で売却した。<br>借方 不動産売却収入 80<br>貸方 土地 100<br>不動産処分差額 20 |  |

|     |   |  |
|-----|---|--|
| 仕訳例 | 帳簿残高100の土地を80で売却した。<br>借方 不動産売却収入 80      貸方 土地 100<br>不動産処分差額 20   |  |
| 留意点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設を売却の際には、通常理事会等での決議が必要です。</li> <li>・帳簿残高とは取得価額から償却累計額を差し引いた額をいいます。</li> <li>・収入が上回る場合は事業活動収支の特別収支の施設売却差額に計上します。</li> </ul> |  |

## <設備処分差額>

|        |   |  |
|--------|---|--|
| 説明     | 設備を売却した場合に、売却収入が帳簿価額を下回る場合の処分差額を計上します。                          |  |
| よくある摘要 | 帳簿残高100のバスを80で売却した。<br>借方 設備売却収入 80      貸方 バス 100<br>設備処分差額 20 |  |

|     |   |  |
|-----|---|--|
| 仕訳例 | 帳簿残高100のバスを80で売却した。<br>借方 設備売却収入 80      貸方 バス 100<br>設備処分差額 20   |  |
| 留意点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備を売却の際には、理事会等での決議が必要な場合があります。</li> <li>・帳簿残高とは取得価額から償却累計額を差し引いた額をいいます。</li> <li>・収入が上回る場合は事業活動収支の特別収支の設備売却差額に計上します。</li> </ul> |  |

## <有価証券処分差額>

|        |   |  |
|--------|---|--|
| 説明     | 有価証券を売却した場合に、売却収入が帳簿価額を下回る場合の処分差額を計上します。                                |  |
| よくある摘要 | 帳簿残高100の有価証券を80で売却した。<br>借方 有価証券売却収入 80      貸方 有価証券 100<br>有価証券処分差額 20 |  |

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 留意点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券を売却の際には、通常理事会等での決議が必要です。</li> <li>・収入が上回る場合は事業活動収支の特別収支の有価証券売却差額に計上します。</li> </ul> |  |
|-----|--|--|

## 【その他の特別支出】

### <災害損失>

|        |   |  |
|--------|---|--|
| 説明     | 災害損失とは、資産処分差額のうち災害によるものという。災害とは、一般的に、暴風・洪水・高潮・地震・大火・その他の異常な現象により生ずる災害をいう。盗難・事故・通常の火災などは含まれない。 |  |
| よくある摘要 |   |  |

|     |   |  |
|-----|---|--|
| 仕訳例 | 災害損失とは、資産処分差額のうち災害によるものであるから、その災害に対応する復旧や原状回復のための支出については、当該「災害損失」には含められず、「教育活動収支」に計上されることになる。 |  |
| 留意点 |   |  |

### <過年度修正額>

|        |                          |  |
|--------|--------------------------|--|
| 説明     | 【その他の特別収入】<過年度修正額>を参照のこと |  |
| よくある摘要 |                          |  |

|     |   |  |
|-----|---|--|
| 仕訳例 | 過年度に未払金として計上すべきであった経費を当年度に支払った場合<br>過年度修正額 - 現金・預金                |  |
| 留意点 | 事業活動計算書の支出となるもので、純資産額の減少(資産の減・負債の増・事業活動収入の減・事業活動支出の増)となるものの修正額です。 |  |

## 【本部負担金支払等】

### ＜本部負担金支出＞

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 説明     | 資金収支計算書の本部負担金支出の項を参照のこと。 |
| よくある摘要 |                          |
| 仕訳例    |                          |
| 留意点    |                          |

### ＜学内振替支出＞

|        |   |
|--------|---|
| 説明     | 資金収支計算書の学内振替支出の項を参照のこと。   |
| よくある摘要 |   |
| 仕訳例    | スクールバスを同一法人内の他幼稚園へ譲り渡した。【非資金仕訳】学内振替支出-車輛  |
| 留意点    | ・支払い資金によらない資産の振替が法人内の幼稚園間で行われ、これを引き渡したとき、その資産の金額（これが固定資産であれば、取得価額-減価償却額の累計額）を計上します。 |

## 【集計科目】

### ＜基本金組入前当年度収支差額＞

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 説明     | 教育活動収支差額+教育活動外収支差額+特別収支差額 |
| よくある摘要 |                           |
| 仕訳例    |                           |
| 留意点    |                           |

### ＜基本金組入額合計＞

学校法人会計基準では、基本金とは『学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。』と規定されています。

4種類あって、それぞれ第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金、第4号基本金と呼び、次に掲げる相当金額を基本金に組み入れます。

#### ■第1号基本金

学校法人設立当初に取得した固定資産で、教育の用に供されるものの価額や、その後の規模の拡大、教育の充実向上のために取得した固定資産の価額をいう。ただし、取得価額に借入金や未払金が含まれているときは、これらを除き組み入れする。なお、その後の会計年度に借入金が返済され、又は未払金が支払われたとき、その額を組み入れる。

#### 説明

#### ■第2号基本金

学校法人が将来、新たな教育施設を設置したり、規模の拡大や、教育の充実向上のため計画的に組み入れる固定資産の取得に充当する金銭その他の資産。

#### ■第3号基本金

基金として継続的に保持して、運用により果実を教育の用に供する場合、基金に組入れする金銭その他の資産。例えば奨学金のための基金などがこれにあたります。

#### ■第4号基本金

恒常に保持すべき資金として算出した金額。

#### 第4号基本金算出方式

##### (1)原則的方法

経常的な事業活動支出の1ヶ月分を第4号基本金として保持すべき資金と定めます。具体的な計算については、前年度の事業活動収支計算書から人件費、教育研究経費、管理経費及び借入金等利息の合計額(ただし、退職給与引当金繰入額又は退職金及び減価償却額を除く。)を12で除した額としています。また、計算の結果、100万円未満の端数については、端数の金額を切り捨てることができます。

##### (2)特例

なお、この計算については、特例が措置されており、ア 原則的方法により計算した額が、前年度の第4号基本金の額の100/100から80/100の間にある場合は、減額修正をすることなく、前年度の第4号基本金の額をもって当年度の第4号基本金の額とします。

イ 原則的方法により計算した額が、前年度の第4号基本金の額の100/100から120/100の間にある場合は、追加の組入れを行うことなく、前年度の第4号基本金の額をもって当年度の第4号基本金の額とすることができます。

(注)第4号基本金相当の資金の有無で貸借対照表への注記の内容が異なります。  
 有している場合は、「第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない」  
 有していない場合はその旨と対策を注記する必要があります。

**よくある摘要**

- 例①:ある年度に教育研究用機器備品30と管理用機器備品20を取得したので基本金に組み入れ  
 基本金組入額50—第1号基本金50  
 仕訳例 例②:自己資金50、長期借入金30(翌年度から年10返済で3年間)で建物80を建てた。  
 初年度 基本金組入額50—第1号基本金50(借入返済に伴う未組入30)  
 翌年度 基本金組入額10—第1号基本金10(借入返済に伴う未組入20)  
 以降 借入返済まで続く

**留意点****<当年度収支差額>**

**説明** 基本金組入前当年度収支差額—基本金組入合計額（赤字となる場合は数字の頭初に△を付す。）

**よくある摘要****仕訳例****留意点****<前年度繰越収支差額>**

**説明** 前年度から本年度へ繰越された収支差額(前年度の収支計算書の末尾、翌年度への繰越収支差額)

**よくある摘要****仕訳例****留意点****<基本金取崩額>**

**説明** 基本金を取崩した場合の取崩金額

**よくある摘要****仕訳例****留意点****<翌年度繰越収支差額>**

**説明** 当年度収支差額+前年度繰越収支差額+基本金取崩額

**よくある摘要****仕訳例****留意点****(参考)<事業活動収入計>**

**説明** 教育活動収入+教育活動外収入+特別収入

**よくある摘要****仕訳例****留意点****(参考)<事業活動支出計>**

**説明** 教育活動支出+教育活動外支出+特別支出

**よくある摘要****仕訳例****留意点**